

鳥取県告示第 484 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年8月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人びのきお

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 万智子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市新開一丁目5-40

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の支援を必要とする人に対して、在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、地域で安心して自分らしく生きることができるよう社会福祉活動を通しニーズに添った支援及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。